

	選定方式	選定方式の概要	選定方法	市民ホール設計者選定方法の考察	募集に当たっての検討事項	実施例
1	選定委員会推薦方式		選定委員が候補者を推薦し、委員会の協議で決定します。原則的に候補者に資料を求めず、委員会が独自に資料を収集します。	<p>○特定の提案を求めないことから、具体的な提案(設計案など)に拘束されない。</p> <p>○設計者選定後、設計者と市民が協働で設計を進めることへの理解を求めることはできる。</p> <p>●設計者選定の公平性・透明性を高く保ち(選定委員、評価方法、評価基準)、説明責任を果たす必要がある。</p> <p>●上記に伴う作業期間、作業量が見込みにくい。</p> <p>●具体的な提案を審査することはできない。</p> <p>●選定された候補者が受託しない可能性がある。</p>	<p>・選定する人数により、資料収集の時間が必要</p> <p>・同レベルに評価するための資料収集が必要</p>	
2	設計競技方式 (デザイン・コンペティション方式)	発注者側で事前に整えた設計の条件に対して応募者が提案を提示します。	設計案を選び、その提案者を設計者に指名する方式で、設計案作成に必要なかつ十分な要件や条件を発注者があらかじめ設計者に提示するとともに、提案作成に必要な期間と応分の費用を用意しなければなりません。	<p>○選定の公平性・透明性を高く保つことができる。</p> <p>○具体的な設計提案をもとに審査を行うことができる。</p> <p>●具体的な設計与件を示して提案を求めることから、設計者選定後に市民意見を設計内容に反映することが難しい場合が考えられる。</p> <p>●募集要項等の作成及び設計者選定のために十分な時間を確保する必要がある。</p> <p>●応募者が具体的な設計提案をまとめるために十分な時間を確保する必要がある。</p>	<p>・公募/指名の選択</p> <p>・公募の場合、応募者の制約(ex.国内外)</p> <p>・応募者への応分の報酬負担</p> <p>・設計と条件への市民意見の反映(合意形成)</p>	<p>昭和61年:新国立劇場</p> <p>昭和62年:愛知芸術文化センター</p> <p>平成元年:東京国際フォーラム</p> <p>平成元年:湘南台文化センター</p> <p>平成3年:なら100年会館</p> <p>平成5年:新潟市民芸術文化会館</p> <p>平成12年:まつもと市民芸術館(エスキースコンペ)</p>
3	プロポーザル方式	発注者が求めた簡単なスケッチや考え方を評価し設計者を決定します。設計者選定後役割分担に応じて発注者と協働でその後の業務が行われます	設計体制、実施方法やプロジェクトに対する考え方についての技術提案書を求め、必要に応じてインタビューを行って設計者を選びます。技術提案には、具体的な設計案を求めることはせず、設計を委託するに相応しい組織と人を選ぶことを目的とします。	<p>○設計者選定後、設計案の取りまとめに市民の意見を反映することができる。</p> <p>○求める技術提案内容によって、応募者の負担を軽減化でき、多くの応募案が期待できる。</p> <p>○比較的短い期間で設計者選定を行なうことができる。</p> <p>●設計者選定の公平性・透明性を高く保ち(選定委員、評価方法、評価基準)、説明責任を果たす必要がある。</p>	<p>・技術提案内容の設定</p> <p>・公募/指名の選択</p> <p>・評価基準の設定(組織力・実績、提案内容など)</p> <p>・応募に伴う制限の設定(表現方法など)</p> <p>・応募者への応分の報酬負担</p>	<p>平成10年:国立劇場おきなわ</p> <p>平成10年:可児市文化創造センター</p> <p>平成13年:茅野市民館</p> <p>平成22年:上田市交流・文化施設</p> <p>平成22年:(仮称)東広島市市民ホール</p> <p>平成23年:長野市第一庁舎・市民会館建設</p> <p>平成23年:三次市市民ホール</p> <p>平成24年:四国中央市市民ホール</p> <p>平成24年:(仮称)久留米市総合都市プラザ</p> <p>平成24年:鶴岡市文化会館改築設計業務委託プロポーザル</p>
4	資質評価(QBS)方式	それまでの業績、経験を評価して特定します。	設計担当者の資質、人格、実績を審査し、必要に応じて担当者の代表作品を視察し、関係者にヒアリングを行って評価し、プロジェクトに相応しい組織と人を選定します。当該施設の設計案は求めないため、設計競技方式のように設計案に拘束されることはありません。	<p>○特定の提案を求めないことから、具体的な提案(設計案など)に拘束されない。</p> <p>○設計者選定後、設計者と市民による協働で設計を進めることへの理解を求めることができる。</p> <p>●設計者選定の公平性・透明性を高く保ち(選定委員、評価方法、評価基準)、説明責任を果たす必要がある。</p> <p>●設計者の資質(過去作品等)で選定を行うため、具体的な提案を審査することはできない。</p> <p>●同等の評価が可能な資料収集が必要となる。</p>	<p>・候補者選定の透明性の確保</p> <p>・選定する人数により、資料収集の時間が必要</p>	
5	各種技術提案等による総合評価システムによる選定方式(PFI方式に相当)		設計、施工あるいは施設のメンテナンス、建設資金のファイナンスなどすべてにわたる提案を求め、総合的な評価により最も優れた提案チームを特定する方法で、設計者はチームの一員として包括的に選定される方式です。	<p>○設計、施工、管理・運営、資金調達など一体的な発注ができるため、分離して発注することに比べて経費の軽減化が図れる。</p> <p>●事業一体的な総合的な評価になり、設計者が包括的に選定されるため、設計者のみの審査ではない。</p> <p>●事業者選定規模が大きくなるため、参加表明者が現れない可能性がある。</p> <p>●具体的な設計与件を示して提案を求めることから、設計者選定後に市民意見を設計に反映することが難しい場合が考えられる。</p>	<p>・PFI方式の可能性調査のための期間(1年程度)</p> <p>・上記可能性調査結果の評価</p> <p>・SPC選定のための期間(1年程度)</p>	<p>【PFI事例】</p> <p>平成14年:杉並公会堂</p> <p>平成16年:いわきアリオス</p> <p>平成22年:豊橋市芸術文化交流施設</p> <p>【PPP手法(DBO方式)】</p> <p>平成19年:下関生涯学習プラザ・下関市立中央図書館</p>

*「公共建築の設計者選定方法の改善についての提言(2003. 9)」を参考に作成

市民ホール設計者選定にあたって、肯定的な要素は「○」、否定的な要素は「●」としています。